2205　2206　2207　2208
2209　2210　2221　2226
2227　2229　2233　2235
2239　2242　2248　2249
2255　2256　2259　2261
2263　2264　2269　2270
2273　2277　2281　2282
2286　2291　2298　2300
2302　2303　2306　2313
2318　2320　2321　2323
2341　2354　2355　2357
2360　2363　2367　2372
2374　2376　2386　2387
2391　2392　2399　2401
2403　2404　2405　2406
2409　2410　2419　2431
2432　2437　2440　2444
2449　2453　2458　2459
2461　2462　2465　2470
2476　2482　2487　2488
2489　2494　2498　2499
2504　2508　2510　2515
2518　2519　2524　2527
2528　2535　2540　2541
2543　2544　2546　2552
2557　2558　2562　2571
2573　2577　2583　2603
2607　2610　2619　2620
2652
（試験地　新潟県）
2805　2809　2810　2819
（試験地　愛知県）
2905　2906　2907　2911
2912　2913　2914　2915
2928　2929　2930　2934
2937　2942　2945　2946
2952　2953　2954　2959
2960　2963　2968　2969
2977　2990　2991　3005
3011　3018　3020　3021
3026　3045　3046　3047
3052　3055　3062　3066
（試験地　大阪府）
3104　3111　3115　3116
3121　3124　3129　3137
3139　3142　3143　3145
3148　3149　3151　3152
3153　3156　3172　3173
3174　3175　3176　3184
3188　3193　3195　3196
3198　3207　3211　3213
3219　3222　3227　3242
3243　3247　3250　3252
3253　3254　3256　3259
3260　3261　3268　3270
3272　3274　3275　3282
3284　3285　3286　3289
3291　3292　3297　3299
3302　3305　3328　3332
3333　3334　3336　3339
3341　3344　3352　3355
3358　3361　3362　3371
3381　3382　3383　3396
3399　3413　3431　3436
3438　3444　3448　3454
3461　3464　3470　3472
3473　3475　3479　3482
3483　3485　3490　3491
3492　3494　3496　3499
3500　3509　3519　3520
3526　3528　3540　3547
（試験地　広島県）
3702　3705　3708　3711
3717　3720　3721　3722
3731　3739　3742　3748
3756　3762
（試験地　香川県）
3803　3805　3806　3807
3809　3810　3819　3825
3829　3833　3843　3847
3852　3853
（試験地　福岡県）
3908　3915　3921　3926
3939　3947　3952　3956
3958　3959　3961　3962
3963　3988　3998　3999
4000　4001　4005　4008
4019　4025　4027　4034
4044　4052　4053　4054
4055　4056　4059　4062
（試験地　沖縄県）
4101　4110　4115
以上　616名

公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第３３７号
神戸市須磨区妙法寺字高取山１番地の６、住民票上の住所神戸市北区北五葉３丁目８番21―302号
債務者　今井　智明
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　将弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月12日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３０５３号
大阪府箕面市箕面６丁目５番１号、前住所大阪府箕面市百楽荘３丁目５番10―202号
債務者　瀬良石苔堂こと　瀬良　雅夫
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤田　亘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７６号
大分県津久見市高洲町３番２号
債務者　安藤　和重
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三股　正幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第８９５号
札幌市豊平区月寒中央通２丁目３番６号　フジマンションＢ―202
債務者　渡部　芳則
1　決定年月日時　平成24年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　直継
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３０５９号
京都府木津川市木津瓦谷13番地１、前住所大阪府寝屋川市清水町19番20号
債務者　片山勇二郎
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　慎也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１８４号
大阪市東淀川区東中島１丁目５番25―605号、前住所兵庫県西宮市能登町12番35―201号
債務者　後藤　寛
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　都筑　康一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６号
長崎県松浦市福島町塩浜免3033番地16　播磨団地304号
債務者　永田　正徳
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　茂利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係